

space in modern architecture.

1. はじめに

浄土宗総本山知恩院内の京都市指定名勝知恩院方丈庭園は、江戸時代初期の書院建築である大方丈の南側と東側、小方丈の南側に面した瓢箪形をした北池と南池を中心にした面積約950坪(約3,135㎡)の書院建築に対する庭園である。庭園は、寛永19年(1642)徳川家光の命により玉淵と量阿弥が作庭を行い、正保1年(1644)紀州大納言より青石の寄贈を受けて完成されたとされている。

平成17年7月に、浄土宗総本山知恩院内の京都市指定名勝知恩院方丈庭園池護岸の数カ所で石組が崩れ、松杭護岸が朽ち崩れており、これらの保存修繕作業が急務である事から、京都市文化市民局文化財保護課に保存修繕助成願いが出された。

京都市文化財保護課では、平成15年度より京都市文化財保護条例によって指定・登録されている庭園に対して、恒久的な文化財保護を目的とした保存管理計画に基づく保存修繕が行われるように整備・保存管理計画策定を推進しており、補助申請を行った保存修繕作業が整備・保存管理計画策定に伴う補助事業として位置づけられた。

京都市指定名勝知恩院方丈庭園整備・保存管理計画平成17年度報告書作成は、京都市文化市民局文化財保護課の指導により、庭園の所有者である浄土宗総本山知恩院が、庭園保存管理技術者である株式会社辻井造園と、庭園の来歴を知るために古文献調査や簡易な発掘調査による現況調査を京都市埋蔵文化財研究所に委託して進められた。

なお実施に当たっては、株式会社辻井造園が庭園調査に必要な池水の排水工事、池周囲の支障となる樹木枝の切り取り等の準備工事、保存修繕作業を請負、埋蔵文化財が庭園の来歴等の基礎資料となる池護岸、池床、石組石材の産地等の遺構調査を行った。

平成17年度庭園の整備・保存管理計画に伴う作庭年代、作庭技法について調査を行ったところ、

総本山知恩院史料編纂所にて新たな古図面類を見出すことが出来た。それら資料に基づき、方丈庭園の変遷について考察を行うものである。

2. 庭園概要

寛文11年(1671)に池を埋める改修が行われ、さらに、天和年中(1681～)になって、三門の前にあった巨石(もと慈鎮和尚坐禅石という)を、所司代稲葉丹後守と、越智正通の命によって、中井主水(正知)が、方丈南庭と北庭の中間の山畔に運び入れ、改修が行われている。中井家は徳川幕府の京都大工頭を勤めた家柄で、知恩院諸堂の造営、修復工事を行っている。三代目の中井主水によって寛文5年(1665)から宝永7年(1710)頃の境内の姿を描いた「知恩院絵図」(中井家所蔵)、さらに総本山知恩院史料編纂所にて新たな古図面類「本願拜殿新築図」宝永4年(1707)、「知恩院諸堂舎惣繪圖」寛政3年(1783)、「華頂山知恩院境内平面総図」明治22年(1889)を見出し、庭園成立の新たな資料が加えられた。

3. 現況調査整備

池護岸、池床の発掘調査を平成17年12月から大方丈の東側に位置する北池から開始した。この調査は知恩院方丈庭園の作庭年代の来歴と文化財庭園としての価値を再確認すると共に今後の調査、整備を検討するために行われた。調査内容は、池床の状況確認、池護岸石組状況の確認であった。

池床の調査では、北池中央部の大方丈側護岸から対岸の灯籠設置場所に向かって浅く緩やかな勾配の干潟か州浜形態の石敷が確認され、北池の池床の深さ、形態が場所によって明らかに異なり庭園の作庭年代を検討する調査内容となった。(写真-1参照)

池護岸の調査では、大方丈側石組護岸に矢跡の残る御影石を多く使用した護岸石材を確認した。北池と南池の間に架かる石橋付近から滝までの東側護岸に堆積土に覆われた土留めをかねた集